

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 松 尾 弘 志

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項について(答申)

令和3年3月29日付け生衛第4190号で諮問のあったこのことについて、その理由や必要性等を審議した結果、下記のとおり適当であると判断します。

なお、個人情報保護制度の趣旨を踏まえ、個人情報の取扱いは慎重に行うとともに、適正な管理を徹底してください。

記

オンライン結合による提供の制限の適用を除外する事項(条例第9条第2項第3号)

システムの名称	提供する個人情報の区分	提供先	オンライン結合による提供の必要性等
油症患者健康実態調査対象者等情報登録システム	カネミ油症患者に関する個人情報()	国(厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課)、都道府県(衛生主管課)、全国油症治療研究班、カネミ倉庫株式会社	カネミ油症患者等がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた医療提供、相談支援を受けるとともに、健康実態調査、油症検診等を通じた適切な医療提供と生活の質の維持向上、さらには効果的な治療方法の確立等のためには、全国で一元的なオンラインの利用が不可欠である。また、提供先は、カネミ油症患者への総合的な施策を推進するために必要となる国等に限定されており、L G W A N を通じた通信、データ通信の暗号化など、適切な保護措置も講じられている。

(情報公開・個人情報保護審査会意見)

佐賀県個人情報保護条例(平成14年佐賀県条例第37号)に規定する個人情報には死者に関する個人情報も含まれており、また、カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律(平成24年法律第82号)第3条に規定する「基本理念」(カネミ油症患者及びその家族の人権が尊重され、カネミ油症患者等がカネミ油症患者等であることを理由に差別されないように配慮すること等)も踏まえ、国等の提供先に対して、死者の個人情報であっても適正な管理及び措置(遺族からの削除等への要望への対応)を取ることを強く求めること。

【カネミ油症患者に関する個人情報】

患者の氏名、性別、生年月日(死亡年月日)、住所、認定年月日、認定自治体、認定区分(同居家族の認定の有無含む。)、連絡方法(電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス、代理人がいる場合はその連絡先、連絡時の留意事項等)、油症患者健康実態調査の回答状況、油症検診の実施状況